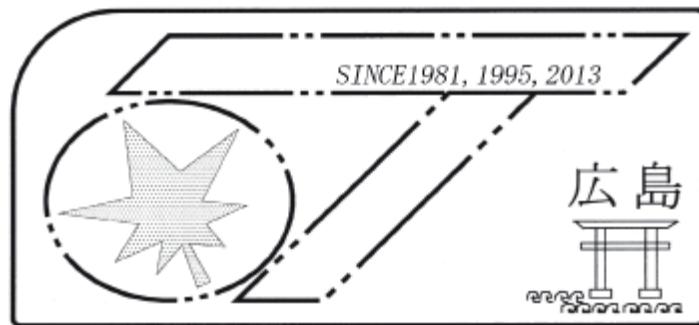


一般社団法人 広島県作業療法士会会報



発行：(一社)広島県作業療法士会
広島市安芸区矢野東7-2-1
会長 高木 節
事務局：〒731-3622 広島県山県郡
安芸太田町下殿河内131-2
TEL 090-5377-9922
編集：広報部長 合田 健太
デイサービスセンターピナス港南
TEL 084-920-2572
会員数：1503名 (R7.8.6現在)

一般社団法人広島県作業療法士会ホームページ <https://hiroshima-ota.jp/>
一般社団法人広島県作業療法士会事務局 E-Mail : jimusho@hiroshima-ota.jp

協会員＝士会員への今後の歩みについて 会長 高木 節

まず、結論から言いますと、協会員＝士会員への一步を踏み出す為に、今回の総会挨拶でも述べましたが、次回（令和8年度）の総会において定款もしくは定款施行規則の変更を行い、当会に新規に入会する会員は日本作業療法士協会（以下OT協会）会員である旨の記載を行う予定とします。会の成り立ちによるOT協会と当会の立場の違いを強調する事よりも、両会の違いを感じない、なぜ2回も年会費を請求されるのかが理解できないという声を挙げる会員もいる事を考えると、より利便性の高い方向に舵を切り直す事とします。

数年前から、総会の決議事項に上るなどしてきた、協会員＝士会員に向けての当会の取り組みの現状と今後の方向性について、お知らせをします。これからの20年後、30年後の当会の活動を大きく左右する事ですので、是非熟読をお願い致します。

現在、作業療法士は社会の必要性が高まり新規免許取得者数は飛躍的に増加しているものの、職能団体である当会は会員が減少傾向にあります。反面、職域の広がりに伴い士会事業を担っていただいている部員・事務局員の負担は増加し高止まりして



いる状況にあります。その現状を改善させる手段の一つとして、同一の職業を構成員とする組織であるOT協会と会員情報を一致させ会員の動向の把握や会費の徴収など次ページへ続く

事業予定表

- | | |
|-------|--------------------|
| 10/14 | 認知症OT研修②(貢献部)・P7 |
| 10/26 | MTDLP事例検討Ⅰ(教育部)・P5 |
| 11/28 | 精神科相談・勉強会(事業部) P6 |
| 12/7 | 第31回学会(31学会実行委) P3 |
| 12/21 | 事例検討会(学術部)・P4 |
| 1/11 | 現職者選択研修老年期(教育部)次号 |
| 1/17 | 発達支援領域研修会(学術部) P4 |
| 1/18 | MTDLP事例検討Ⅱ(教育部)・P5 |
| 1/24 | 現職者共通研修②(教育部)・次号 |

事務作業にかかる労力の効率化を目的に、協会員＝士会員に向けての行動を開始します。

基本的なスタンスとしては、緩やかに協会員＝士会員になる動きには変わりなく、来年度の総会で新しい士会のルールが決議されるまでに入会している士会員の権利は現状通り保障され、OT協会に入会しなければ退会になるという事はありませんが、新規に県士会に入会する会員は、OT協会員である事を義務付けることによる予定です。当会の入会の原則である「当会の活動に賛同する作業療法士が入会している」という原則も維持されます。「当会の活動“のみ”に賛同する作業療法士は入会できない」事にはなりますが、OT協会に入会すれば自動的に県士会に入会する事はなく、きちんと当会に入るという意思は確認されます。結果として、徐々に両会に入会している人の比率は上昇し20年・30年後には協会員＝士会員に限りなく近づいていると思われます。

会員情報については両会での突合作業が必要となります、個人情報の共有については、当会とOT協会は別団体ですので第三者提供として、当会で一定のルールを定め、会員に対し今年度中に協会との会員の個人情報の共有についての賛否の意見聴取を可能な限り実施し、賛同をしない方の情報については行わない事となります。協会員＝士会員は、情報共有への賛同に加え両会への入会をクリアした会員が対象となります。また、新しい方策には、メリット・デメリットがあり、下記にその説明をしていきます。

○メリット

①両会に入会していて、個人情報の共有に賛同された方は、異動・退会の手続きが、簡略化される（協会・士会の2回の手続き

が1回になる）

②両会の年会費を双方に支払うのではなく、OT協会に一括で支払う。

③会員の管理については、協会システムを利用する事で、士会事務局の会員管理業務が効率化される。

●デメリット

①協会・士会の所属情報の突行作業などで、開始までの事務負担がある。

②会員情報・会費の徴収など、会の重要業務をOT協会に移譲するので、OT協会への依存度が高くなり、各県の活動の独立性の担保が難しくなる可能性がある。

③士会への所属感の低下と、協会の支部組織感が上がり、協会から士会への圧力などが強くなる可能性が考えられる。（現在でも協会からの急な依頼が増加しているが、さらに増加する可能性もある）

④士会のみに所属している会員の管理は残るため、その人数次第では事務負担が減らない（かえって増加する）可能性がある。

⑤士会員の中で、協会との活動との差が現状以上に不明瞭になる。

⑥どちらかを退会したい場合、両方の組織を退会する会員が一定数ある。

これ以外にも、入会金の請求をどうするか、年度途中で異動する場合の会費の請求権放棄など、調整しなければいけない事項も多く残されています。

100%の賛同をして、協会員＝士会員への一歩を踏み出すわけではありませんが、得るものと失うものを天秤にかけてみると、今が前に進むときだと考えています。スムーズな業務移行をするためにも、当会会員の皆さんには、協会への個人情報の提供賛同していただければと思います。

様々な意見もあると思います。賛否の意見などは私（i.takaki@hiroshima-ota.jp）までお寄せいただければと思います。